

建築工事積算基準等の改定について

平成29年1月26日

県が発注する建築・設備工事の積算に用いる積算基準について、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

記

1 改定内容

<共通費基準>

- 「一般施設」の一般管理費等率の改定

C_p: 工事原価(千円)

現 行			
工事原価	500万円以下(注)	500万円を超え30億円以下(注)	30億円を超える(注)
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$	8.41%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$	7.35%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$	7.52%



改 定			
工事原価	500万円以下(注)	500万円を超え30億円以下(注)	30億円を超える(注)
建築	17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$	8.43%
電気	17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$	8.06%
機械	16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$	8.07%

(注) 電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

<単価基準>

- 下請企業の経費率の改定(全工種平均で約5ポイント増)

※ 詳細は、県ホームページ「建築工事積算基準等について」をご覧ください。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shakaikiban/tochi/page00050.html>)

2 適用対象となる工事

県が発注する建築・設備工事のうち、単価適用年月日が平成29年2月1日以降のものに適用

3 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

営繕課計画・保全担当

電話0985-26-7548